定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月九日

埼玉県春日部市飯沼一〇二八番地

株式会社八千代通商

代表取締役　千葉　義弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月九日

東京都千代田区大手町一丁目一番三号

日本パレットレンタル株式会社

代表取締役　加納　尚美

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月九日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目一八番一二号

東京電機産業株式会社

代表取締役　加藤　行孝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月九日

東京都品川区大崎一丁目六番三号

中外商事株式会社

代表取締役　土井　英樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十四日に開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で当社の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年六月九日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

日本シェアホルダーサービス株式会社

代表取締役　長濱　京介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月九日

東京都港区新橋二丁目二番九号

AMIRS PTE LTD

日本における代表者　稲葉　茂

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である稲葉茂が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月九日

東京都港区新橋二丁目二番九号

AMIRS PTE LTD

日本における代表者　稲葉　茂

限定承認公告

本籍高知県四万十市安並二四六四番地、最後の住所神奈川県横浜市中区三吉町一番地一栄荘四〇二号室　被相続人　亡　溝渕　和幸

右被相続人は平成二十六年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年五月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月九日

東京都千代田区神田神保町一丁目八番地漢陽商事ビル三階

相続財産管理人南文隆

右代理人弁護士　大内　英男

限定承認公告

本籍東京都北区王子本町二丁目一番地一、最後の住所埼玉県春日部市南四丁目一二番一七号　被相続人　亡　髙木　茂

右被相続人は平成二十六年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十九日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月九日

東京都北区王子本町二丁目一番一号

限定承認者　新谷　照

限定承認公告

本籍愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字福塚一三六番地、最後の住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字福塚七七番地

被相続人　亡　小川　紀彦

右被相続人は平成二十七年三月九日に死亡し、その相続人は平成二十七年五月二十日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月九日

愛知県小牧市新町一丁目一七二番地

限定承認者　浅井　知恵

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止する事といたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月九日

東京都千代田区神田須田町二丁目二番三号

株式会社タウンホテル

代表取締役　麓　雄介

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月九日

名古屋市東区泉二丁目二六番一号

株式会社サンエステイト

代表取締役　渡邊　美知代

事業の譲受けに関する公告

当社は、金融庁長官の認可等を条件として、平成二十八年一月一日をもって、当社のニューヨーク支店にて、当社の米国子会社であるMITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING CORPORATION (U.S.A.) (420 Fifth Avenue, 6th Floor, New York, NY, 10018, U.S.A.)の事業の全部を譲り受けることを取締役会において決議いたしました。

つきましては、この事業の全部譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出ください。

以上、銀行法第三十四条に基づき公告いたします。

なお、事業譲渡の期日は、諸般の事情によりやむを得ず変更になる場合があります。

平成二十七年六月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長　若林　辰雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年五月二十九日開催の通常総会において、出資一口の金額を三百円から一百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十七年六月九日

滋賀県長浜市祇園町八七一番地

浜縮緬工業協同組合

代表理事　吉田　和生

正誤

ページ	段	行	誤	正
三二二	二	二	大阪市北区天満大阪府吹田市江3丁目4番1号	坂町4丁目8番1―303号
九四	上	〃	一六行頭を一字上げる。	
〃		〃	一七行頭を二字上げる。	

平成二十六年十二月二十六日（号外第二百九十二号）国土交通省告示第千二百二号（航海用具の基準を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　六月九日付第一二九号九六　ページ●同日付政府調達第一〇六号三二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）